

小田原市勤労者サービスセンター健康診断助成金交付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、小田原市勤労者サービスセンターの会員の健康及び活力の維持増進を図ることを目的として、会員が健康診断を受診した場合の健康診断受診料（以下「受診料」という。）の一部を助成するため、必要な事項を定めるものとする。

(助成金の交付対象)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 健康診断を受診した会員が自己負担分の受診料を全額負担したとき 当該健康診断を受診した会員
- (2) 健康診断を受診した会員の受診料の全額を当該会員を雇用する事業所が負担したとき 当該健康診断を受診した会員を雇用する事業所の事業主

2 前項の規定にかかわらず、当該年度に小田原市勤労者サービスセンター人間ドック助成金交付規程による人間ドック助成金の交付を受けた者は、この規程に定める助成金の交付を受けることができない。

(定義)

第3条 健康診断とは、人間ドック以外のすべての健康診断で、当該健康診断の費用について健康保険が適用されないものをいう。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、2,000円とする。ただし、受診料が2,000円に満たない場合は、受診料相当額とする。

2 助成金の交付は、健康診断を受診した当該年度につき1回とする。

(助成金の申請方法)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、受診の日から6箇月以内に、小田原市勤労者サービスセンター健康診断助成金交付申請書兼請求書（以下「申請書兼請求書」という。）を理事長に提出しなければならない。この場合において、申請者が、第2条第1項第1号に掲げる者（その者が事業主であるときを除く。）である場合は、その者を雇用する事業所の事業主に委任して行わなければならない。

2 前項の申請書兼請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 健康診断を受診したことを証する領収書又はその写し（健康診断を受診した会員の氏名の記載があるものに限る。）
- (2) 委任状
- (3) 申請者が、第2条第1項第2号に掲げる者である場合は、受診者名簿

(助成金の支払)

第6条 理事長は、申請書兼請求書を受理したときは、その内容を審査の上、速やかに助成金を支払うものとする。

(助成金の返還)

第7条 理事長は、助成金の交付を受けた者が、虚偽その他不正な手段により助成金の支払いを受けたと認められるときは、直ちに助成金を返還させるものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの間に助成金の請求をしようとする場合には、第5条第1項の規定にかかわらず、受診した日から10箇月以内とする。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。